

# こんにちは日本共産党市会議員の 吉崎ひさじです

第63号 2015年7、8月 発行

6月議会の報告をさせていただきます

どんなご相談でもお気軽に 電話42-7574 または携帯090-8752-5463へ



夏本番がやってきました。  
日頃は、皆様には何かとお世話になります。誠にありがとうございました。

さて、安倍自民党内閣は、

国民の大きな不安や怒りが

渦巻くなからで、「戦争法案」

を強引に押し通そうと躍起

になっています。若者を再

び戦場に送り出す憲法違反

のこの法案は廃案以外あり

ません。日本共産党は、戦

前暗黒の社会で命がけで戦

争反対を貫いてきた党とし

て、この法案絶対に認める

ことはできません。みなさ

んと力を合わせてがんばり抜

きます。大きなご支援をよ

ろしくお願い致します。

近くの党員に声をかけてい

ただしたり、今までご連絡

下されば幸いです。よろし

くお願いします。

2015年夏

綾部市議会議員 吉崎ひさし

日本共産党が発行する新聞  
「日刊赤旗」、「日曜版」を  
ぜひご購読下さい。

わたしの一般質問から

(要旨)

Q、RDFを外部委託で燃やして処理しているが、その際の経費削減試算との関係で、実態はどうか。

A、当初計画と比較すれば、25年、26年と量で4割。プラスチック割、厨かい類(生ゴミ)4割。

Q、燃やして処理する「ゴミの組成(内容)物)はどうか。

A、年四回検査を行い、平均すると紙類は重量で4割。プラスチック割、厨かい類(生ゴミ)4割。

Q、約半分が紙類ならば、「これを分別・リサイクルすれば減量化に大きく貢献でき処理費用も削減できるのではないか。

A、ゴミ減量化にとって、紙類のリサイクル化は重要なポイントである。

Q、リサイクル化のために古紙回収保管庫も一つの方法だが、市全体でわざわざして収集する必要があるのではないか。自分で「雑紙」分別をして量を見たが、約2割の削減になった。その収集を「衣類収集」といっしょにできないかと考え、収集車の後追いをしたが、結果それは不可能と判断した。新たに紙類の収集を委託すればどれだけの経費が必要で、「処理費用がどれだけ削減できるか試算をしてはどうか。

A、雑紙の資源化推進に向けて、現在啓發をすめている。新たな委託をすれば千九百万円程度必要で、全体的に検討していくべきだ。

Q、有害鳥獣防止対策の一層強化を求める。

A、府内全城でみると、シカ、イノシシを中心とすれば、年間でほぼ倍増。

本会議質問の時に分別した「雑紙」を袋に入れて質問席の横に置き質問しました。

二、有害鳥獣防止対策の一層強化を求める。



捕獲、殺処分した  
イノシシ。今年4頭  
目の捕獲。

裏面に続きます

## 表面より続く

三、市有財産の処分は適正な対価で処分することを求める。

● 6月議会に条例提案で、同和対策で建設された農業関連施設と、その建築物の土地を、地元営農組合に施設は無償譲渡、土地は無償貸し付けを行なう提案がされ、この点について質問を行いました。

Q 地方自治法、市条例で自治体の財産管理処分について、相手が「公共団体又は公共的団体」以外の場合は、市有財産の処分を行う場合、適正な対価をもって譲渡・貸し付けを禁止している。営農組合はその団体でないため、議会の議決を要する」とから提案されている。

過去に市有財産で有償譲渡・貸し付けを行なった例はあるか。

A 相手が連合自治会であったが、相手からの売り払い申請があつたので、土地・施設とも有償譲渡した(五泉荘)。また自治会から地蔵尊やぼこらの用地などを有償貸し付けている例などもある。

Q、22年3月議会で同様の質問をした際、副市長が「建物は無償、土地は有償」と答弁。しかしその後の答弁は「建物は無償」「土地も無償」と変わる。矛盾しているではないか。

A 相手方との話で、土地を有償譲渡する場合、財政力がない時は、建物が建っている間は無償貸し付けが提案された施設



無償譲渡・貸し付けが提案された施設

Q 現在同和対策で建設された農業関連施設は78棟あり、商業関連施設も3カ所ある。「これらの施設は、同和対策特別措置法の廃止にとどまらず、平成14年からその後のありかたを検討してきた。しかし施設の老朽化でこの間、5500万円程度の税金を投入してきた。それを施設・土地とも、無償譲渡・無償貸し付けをする」ことは誰が考えても納得できない。

A 該当する地元と移管協議をしてきた。そこの基本方針は4点。(1)利用実態のない施設は解体(2)施設設置時の利用団体で設置目的通り使用されている建物は無償譲渡。土地は有償譲渡。協議内容によっては建物が残っている期間は無償貸与。個人にほどの場合も有償譲渡。(3)設置目的と異なる場合は有償譲渡。(4)移転に伴う不動産取得税、移管後の固定資産税は課税。

Q、その基本方針は最初からあつたのか。何度も同様の質問をしてきたが、この問答ははなかつたが、税のことなどは最初からわかつていたはずだ。

A 初めから方針は持っていた。税の問題は、協議のなかで出された課題整理で追加した

私はこの案件については、市有財産処理として極めて不適格で、市民の納得を得られるものではないことを強調しました。

まだ答弁も矛盾しており、引き続き次の議会でも追及していくことを考えています。また、議案であるため、最終本会議で私が「反対討論」を行いました。

## 六月議会の特徴

○条例関係10件中、3件に反対。

反対したのは

\*30トロップゴミ袋型の価格設定

\*市有財産施設を無償譲渡

\*市有財産土地を無償貸し付け

○予算関係2件(補正予算)、その他2件、報告案件3件いずれも賛成しました。

○請願

\*市内14団体連名で「戦争法案を廃案にする意見書の提出を求める請願」賛成は共産党のみで否決されました。

○意見書

\*「ハイオスピーチに関する法整備を求める」

\*「簡易水道事業の経営に関する」(29年度から上水道に経営統合される)とに伴う財政支援を求める

\*年金積立金のもっぱら被保険者の利益のための安全且つ確実な運用を求める

以上が6月議会での様子です。議員のやるべきことは、市民のみなさんの願いで、市民の納得を得られるものではないことを強調しました。そこで、議員のやるべきこととだと考えます。ぜひ質問金の使われ方を監視することを考えてください。お答えをお聞かせ下さい。

合わせてどんな小さなことでもご要望があれば、ご連絡下さい。

## 9月議会の予定と傍聴の案内

9月1日 開会本会議

8日～10日 一般質問

14日 総括質問

11日 総務教育建設委員会

15日 産業厚生環境委員会

16日 予算審査

18日 本会議(採決)

28日～10月5日 決算審査

7日 本会議(決算)  
採決)

採決)



いすれの会議も開始時間は午前9時半から始まり、すべて傍聴することができます。とができます。とくに9月議会は決算審査があります。税金の使われ方をチエックし、来年度予算に生かしていく上でも重要な審査となります。ぜひ傍聴にお越し下さい。